

2007年11月8日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

防犯意識の啓発及び防犯団体の支援並びに関係機関との連絡調整事務に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年11月29日付けで諮問（第282号）された防犯意識の啓発及び防犯団体の支援並びに関係機関との連絡調整事務に係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では「防犯対策強化事業」を対応が急がれる五つの重要課題のひとつとして位置付ける中で、犯罪のない安全なまちづくりを目指し、様々な防犯活動の取り組みを行っている。

この防犯対策強化事業の一環として、犯罪弱者である児童、高齢者及び女性

等を卑劣な犯罪から守るため、平成18年4月から「GPS機能付き携帯電話を活用した防犯対策システム」の運用を開始している。（平成18年3月9日付け答申第175号にて承認済み。）

この事業において、加入者（登録者）から利用状況や満足度についてアンケート調査をするため、個人情報の目的外利用について諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用する必要性について

この防犯対策システムの現状と課題に関するアンケート調査により、かけつけ協力員登録者及び防犯情報発信（一般投稿）登録者の活用実態や登録者の基礎資料が得られることから、今後の防犯対策システムの適切な管理を図るために実施するものである。

なお、今後もアンケートによる現状調査を行う予定があることから、来年度以降については、「藤沢市GPS機能付き携帯電話を活用した防犯対策システム利用規約」の中で目的外利用の条文を追加し同意を得るものとする。

(3) 取り扱う個人情報（申請書情報）について

防犯対策システムの現状と課題に関するアンケート調査で取り扱う個人情報（申請書情報）は、平成18年4月から平成19年9月までにかけてかけつけ協力員及び防犯情報発信（一般投稿）の登録申し込みのあった332人の郵便番号・住所・氏名となる。

ア 個人情報（申請書情報）は、調査票を送付するために使用する。

イ 調査票を送付するにあたり、宛名はラベル印刷とする。

ウ 回答については、無記名回答とする。

(4) 個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外利用する場合における本人通知については、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成15年藤沢市規則第19号。以下「施行規則」という。）で書面により行うものとされている。

このようなことから、本アンケートを実施するには、アンケート実施対象者に、目的外利用の通知の際とアンケート実施の際と2回にわたって書類を送付する機会がある。

しかし、目的外利用する個人情報の内容は、郵便番号、住所及び氏名であり、当該情報の重要度の度合と通知する費用や事務量を勘案すると、書類をもっての通知は合理的ではないと考えられるため、書類をもっての通知は省略することとする。

なお、「藤沢市GPS機能付き携帯電話を活用した防犯対策システム利用規約」に記載されていない目的外のアンケートを実施するため、個人情報を利用することについては、事前に防犯システムのメールにより配信する予定であり、その際、アンケートを希望しない方については、当該本人の求めにより目的外

利用を停止し、アンケート用紙を送付しないことを周知する。

(5) 実施時期

2007年（平成19年）11月下旬（予定）

(6) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 防犯対策システム利用登録申込書

ウ 藤沢市GPS機能付き携帯電話を活用した防犯対策システム利用規約

エ アンケート（かけつけ協力員用・防犯情報発信（一般投稿）用）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に利用する必要性について

この防犯対策システムの現状と課題に関するアンケート調査により、かけつけ協力員登録者及び防犯情報発信（一般投稿）登録者の活用実態や登録者の基礎資料が得られることから、今後の防犯対策システムの適切な管理を図るために実施するものである。

なお、実施機関では、今後もアンケートによる現状調査を行う予定があることから、来年度以降については、「藤沢市GPS機能付き携帯電話を活用した防犯対策システム利用規約」（以下「利用規約」という。）の中で目的外利用の条文を追加し同意を得ることとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用する必要性があると認められる。ただし、利用規約第10条を改正する際に、同規約中の誤解を招く表現についても精査し、改正をしたときは報告することを条件とするものである。

(2) 目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外利用する場合における本人通知については、施行規則で書面により行うものとされている。

このようなことから、本アンケートを実施するには、アンケート実施対象者に、目的外利用の通知の際とアンケート実施の際と2回にわたって書類を送付する機会がある。

しかし、目的外利用する個人情報の内容は、郵便番号、住所及び氏名であり、当該情報の重要度に比して通知する費用や事務量が不相当に大きくなる。

なお、実施機関では、「藤沢市GPS機能付き携帯電話を活用した防犯対策システム利用規約」に記載されていない目的外のアンケートを実施するため、個人情報を利用することについては、事前に防犯システムのメールにより配信する予定であり、その際、アンケートを希望しない方については、当該本人の

求めにより目的外利用を停止し、アンケート用紙を送付しないことを周知することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上